平成２３年（フ）第１１８号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　リバーサイド宮崎701号
債務者　比江島ひとみ（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２４号
盛岡市みたけ４丁目14番35号　コーポみたけ２号
債務者　成田のり江
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２７号
岩手県奥州市水沢区字川端100番地８
債務者　及川　由菊
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割56番地
債務者　藤原　敬之
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０号
宮城県石巻市南中里４丁目５番４号
債務者　岡本　耕司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
神戸市長田区神楽町２丁目３番５号　清南ビル307号、従前の住所神戸市長田区西山町４丁目33番１―107号
債務者　中村　稔彦
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８号
神戸市須磨区車字長者平904番地の１　市住２―307号、従前の住所神戸市須磨区車字梨川751番地　メゾン梨川106号
債務者　藤井　宏美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８４号
神戸市東灘区御影１丁目５番15―302号
債務者　矢吹　依子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５号
広島県福山市引野町北４丁目18番20―５号、旧住所広島県福山市北吉津町３丁目７番１―141号　コーポ北吉津
債務者　友滝　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５号
福岡県行橋市大字大野井878番地１クリザンテーム・レテ105
債務者　松浦　　出
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
福岡県京都郡みやこ町勝山宮原829番地４
債務者　渡邊美由貴
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
青森市本泉２丁目６番31号
債務者　工藤　夕子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
松江市上乃木６丁目17番68号　コーポK202、前住所島根県出雲市今市町南本町37番地８
債務者　深石　恵美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
和歌山市布引749番地　増田マンション11号室
債務者　若松　　唯
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８号
和歌山市有本119番地　有本梅子方、住民票上の住所和歌山市岩橋1105番地
債務者　明樂さよ子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３号
和歌山市木ノ本440番地の18　ピュアカントリー木ノ本202
債務者　岩井　誠治
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係